

平成29年度  
京田辺市教育委員会臨時的任用職員

# 登 録 者 募 集 要 項



京田辺市教育委員会

平成29年度京田辺市教育委員会臨時的任用職員登録者を次のとおり募集します。

本市職員は、市民福祉の向上を使命としており、職員と共に**情熱をもって行動できる方、高い倫理観・使命感を持ち、チームワークのとれる方**を求めています。

### 1 募集職種、応募要件及び職務内容の例

職 種	応 募 要 件	職務内容の例
主任幼稚園教諭 幼稚園教諭	有効な幼稚園教諭免許を有する方	市立幼稚園でのクラス担任等
幼稚園支援員	有効な幼稚園教諭免許を有する方もしくは保育士の登録を受けている方 幼稚園教育に熱意を有する方 (有効な幼稚園教諭免許を有する方もしくは保育士の登録を受けている方が望ましい)	市立幼稚園での預かり保育の主担当 市立幼稚園での3歳児クラス補助、特別支援補助、預かり保育
給食調理師	調理師免許を有する方	市立小学校での給食調理
学級運営補助員 特別支援教育支援員	児童生徒の健全育成に熱意を有する方で、月曜日から金曜日まで児童生徒の登校日に勤務できる方	市立小学校の1年生学級における補助 市立小中学校において特別に支援を要する児童生徒への支援
看護師	看護師(准可)免許、または養護教諭免許を有する方で、5月・6月中で数日間勤務できる方	市立小中学校の修学旅行等実施期間中に学校で不在となる養護教諭の代替
放課後児童支援員	① 教員免許を有する方 ② 保育士・社会福祉士のいずれかの資格を有する方 ③ 高卒以上もしくは高卒に相当と認められる学歴を有し、かつ2年以上児童福祉事業に従事した方 ④ 大学において社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学若しくは体育学を履修した方 ⑤ 高卒以上もしくは高卒に相当と認められる学歴を有し、2年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市町村長が適当と認めた方 ※①～⑤のいずれかに該当している方	市留守家庭児童会での指導(学童保育)
放課後児童補助員	児童の健全育成に熱意を有する方	
図書館業務補助	① 司書または司書補の資格を有する方(司書教諭は不可) ② 図書館業務の経験を有する方 ③ 学校教育法による大学(短期大学を除く)に在籍し、図書館に関する科目を履修している学生 ※①～③のいずれかに該当している方	市立中央図書館及び分室での業務補助
野外活動指導員	野外活動経験者または野外活動に熱意を有する方	市野外活動センターでの野外活動指導
用務員	清掃その他の労務作業ができる方	幼稚園、小中学校ほか市教育委員会各施設での清掃等の用務

ただし、地方公務員法第16条の規定による欠格条項(①成年被後見人又は被保佐人②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人など)に該当する方は、応募できません。

## 2 申込手続き

登録希望者本人が教育部教育総務室（京田辺市役所3階）に、次の提出書類を持参してください。

### ① 平成29年度京田辺市教育委員会臨時的任用職員登録申込書

教育総務室に備え付け、又は市教育委員会ホームページ(<http://www.kyotanabe.ed.jp/>)からダウンロードした申込書に必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した正面・脱帽・上半身の写真（縦4cm×横3cm）を貼ってください。

### ② 免許又は資格を必要とする職種は、免許証又は資格証明書のコピー

平成29年3月末までに免許や資格を取得する見込みのある方は、取得見込み証明書を添付してください。幼稚園教諭免許状を有する方で、免許状更新講習の修了確認が済んでいる方は、免許状ではなく確認証明書のコピーを添付してください。

## 3 申込手続きに関する注意事項

- ① 登録申込書は、黒の万年筆、ボールペン等を用いて、丁寧に間違いのないように記入してください。また、記入漏れがないように注意してください。
- ② 複数の職種の登録を希望される場合は、それぞれ申込書が必要です。また、提出書類は、返却いたしません。
- ③ 郵送による申込みは、受け付けません。必ず登録を希望されるご本人が手続きしてください。
- ④ 申込手続きの際に、職員が登録希望者と面談を行います。

## 4 申込書受付期間及び受付時間

平成29年1月11日(水)～1月20日(金) 午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分（ただし、14日(土)を除きます。）

※原則的に期間内に受付した方を採用対象としますが、期間後も随時受付を行いますので、希望される方はお問い合わせください。

## 5 臨時的任用職員登録者名簿への登載

登録申込みがあった場合、本市教育委員会臨時的任用職員登録者名簿（有効期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に登載します。

## 6 採用

採用は、職員に短期的な欠員を生じた場合に、登録申込書の記載内容（技能、経験を含む。）、面談結果（応答、態度等）等を踏まえて、名簿登載者の中から各業務に適する方を選考し、決定します。登録されても、必ず採用があるとは限りませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。また、任用期間は、必要に応じて決定します。

## 7 任用の基準と任用期間

職	任用の基準	任用期間
臨時職員	一時的に業務量が増加するとき又は職員の長期にわたる休養、休暇等のときで3月を超えて任用を必要とするとき。	6か月以内
アルバイト職員	一時的に業務量が増加するとき又は職員の休養、休暇等のとき。	3か月以内
パート職員	勤務形態が変則的であるが継続的に勤務することを必要とし、職員を充てることができないとき。	6か月以内

※ 地方公務員法第22条第5項の規定により、それぞれ更新は1回に限ります。また、任用されなくなった日から3か月を経過しない方は、原則として任用されません。

## 8 勤務条件

	臨時職員	アルバイト職員	パート職員
勤務時間	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで（休憩45分）、幼稚園・学校勤務以外のかたは午後5時15分まで（休憩60分）を基本とします。 ※職種や勤務場所により一部異なります。		職種によって異なります。
休暇	・任用期間に応じ、一定の基準による年次有給休暇を付与します。 ・忌引、夏季休暇など特別休暇制度があります。		・任用期間に応じ、一定の基準による年次有給休暇を付与します。
通勤手当	通勤方法、通勤距離等の各条件に応じて通勤手当を支給します。（ただし、徒歩通勤や通勤距離が2km以内の場合は除きます。）		
保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険（週29時間を超える勤務で任用予定期間が2か月を超える方は健康保険（介護保険）、厚生年金保険に加入していただきます。）</li> <li>・雇用保険（週20時間以上勤務で、任用予定期間が31日以上の方）</li> <li>・職種等に応じ、労働者災害補償保険に加入します。</li> </ul>		
その他	「京田辺市教育委員会職員の臨時的任用規則」に基づきます。		

## 賃金

（平成28年12月27日時点予定 単位：円）

職種	基本賃金	臨時職員 (月額)	アルバイト職員 (日額)	パート職員 (時間額)	摘要
主任幼稚園教諭		183,300	—	—	
幼稚園教諭		172,200	7,800	—	
幼稚園支援員		172,200	—	1,000	時間外パート30円加算
幼稚園支援員（資格無）		—	—	970	時間外パート30円加算
管理栄養士		179,200	8,100	—	
給食調理師		150,800	6,900	950	
学級運営補助員 特別支援教育支援員		—	—	970	
看護師		—	8,600	—	
放課後児童支援員		—	—	1,000	時間外・土曜日30円加算
放課後児童補助員		—	—	940	
図書館業務補助		140,600	6,600	850	
野外活動指導員		—	—	840	宿直1回7,350円
用務員		131,600	—	—	

※看護師（アルバイト職員）、放課後児童補助員（パート職員）、図書館業務補助のパート職員及び野外活動指導員（パート職員）は、必要な日のみ出勤していただく不定期の勤務です。

## 9 申込みに関する問い合わせ先

京田辺市教育委員会事務局 教育部教育総務室  
〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地（京田辺市役所3階）  
TEL. 0774-64-1391（ダイヤルイン）